心ゆたかに

No.381
1月号

あたごふれあい人権文化センターだより
2026年1月1日発行

発　行　:あたごふれあい人権文化センター
住　所　:〒682-0846
　　　　鳥取県倉吉市鴨河内 1818-2
電　話　:0858-28-5440（FAX 兼）
E-Mail　:atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望をお寄せください。

謹んで新年のお喜びを申し上げます

旧年中、皆さまには、あたごふれあい人権文化センターの事業・運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

あたごふれあい人権文化センターでは、交流や学びを通してお互いを尊重し、安心して生活できることを目的としながら事業を展開しています。

2026（令和 8）年は、国において働き方改革等による労働基準法の改正など、さまざまな改正法および新法の施行が予定されています。これらの施行により「人権」が一層大切にされる社会になることを願いつつ、私たち一人ひとりもその意識をもてるよう、今年も地域の福祉と交流、学びの拠点施設としての役割を担ってまいります。

引き続き皆さまの一層のお力添えをお願い申し上げますとともに、皆さまにとって明るい一年となりますよう、心よりお祈りいたします。

あたごふれあい人権文化センター職員一同

1月のあたごふれあいサロン

日　時　:1月23日(金)　午後1時30分～3時
場　所　:あたごふれあい人権文化センター
内　容　:人権DVD視聴　「母のさがしもの」　～認知症とともに生きる～

誰しもが認知症に関わる可能性のある現代社会において、認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らしていくためには、周囲の人が認知症に対する正しい知識と理解を持つことが重要です。

認知症は人によって症状も様々です。このDVDは、ある家族の視点を通じて、症例を織り交ぜながら認知症に関する理解を深め、認知症の人の不安や家族の悩みを知り、本人や家族の孤立を防ぐために介護者や地域の交流の重要性を示すと同時に、本人の気持ちに寄り添うことの大切さを学ぶドラマになっています。

参加費:100円（お茶代）

※参加申し込みされる方は、1月20日（火）までにあたごふれあい人権文化センター（28-5440）までお電話ください。

差別落書きは重大な人権侵害です！
※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合、また悩みごと、生活に困っていることなど、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課　TEL 0858－22－8130
あたごふれあい人権文化センター　TEL 0858－28－5440

１月２５日は　「世界ハンセン病デー」

～病気より怖いのは「偏見」と「差別」です～

世界ハンセン病デーをご存じですか？

毎年１月の最終日曜日は「世界ハンセン病デー」です。
この国際デーは、ハンセン病に対する認識を高め、ハンセン病にまつわる偏見や差別の撤廃を訴える機会となっています。

ハンセン病とは

ハンセン病は､｢らい菌｣という細菌に感染することによって起こる慢性感染症です。
｢らい菌｣は､人体の免疫力によって死滅したり増殖が抑えられるので発病に至るのはまれです。仮に感染したとしても､現在は優れた治療薬が確立されており､完全に治癒することができます。
主な症状は､皮膚と末梢神経が侵されることによる感覚神経や運動神経のマヒです。
神経のマヒは後遺症として残ることがあり､そのことが原因で手足にやけどや外傷を生じ､細菌感染を併発することで､機能障害や外見の変化を引き起こします。

病気よりも深刻な「偏見」～正しい知識を広めるために～

ハンセン病で最も大きな問題は、病気そのものよりも「偏見」と「差別」です。
昭和初期にかけて、「らい予防法」などに基づいて患者は強制隔離させられました。地方自治体も｢無らい県運動｣と称して協力しました。このような行動が一層恐怖心を浸透させ、患者は療養所以外に生きる場所がなかったのです。｢遺伝する｣｢うつる｣という誤解も長い間社会から払いのけることができませんでした。１９９６（平成８）年にらい予防法は廃止され、熊本を始めとして全国で｢国家賠償請求訴訟｣が提訴され原告が勝訴し、社会復帰支援が始まりました。しかし、根強く残る偏見により病歴や入所歴を伏せて生活をしている人もまだ多くいます。家族においても自分の家族がハンセン病回復者であることを表に出せない状況がこの社会にあるということです。ハンセン病患者・回復者であることを隠す必要のない社会を実現していくことが私たちに求められています。

＊参考資料　ふれあい福祉だより第 27 号 2024　国立療養所邑久光明園園長 青木美憲さん

私たちにできること

近年ではコロナ禍の到来で、私たちは感染症による差別や偏見を経験しました。
未知のウイルスを恐れ、感染した人たちを犯罪者扱いして引っ越しを余儀なくさせたり、県外ナンバープレートの自動車の運転者を非難したりするなどの差別行為がありました。ウイルスの正体や対応策が明確になっていくにつれて、そうした風潮も次第に落ち着き、今は感染症法上の分類では、インフルエンザと同じ扱いになっています。
長く差別や偏見に苦しんだハンセン病入所者、回復者、ご家族の心痛は、まだまだ癒されることはありませんが、偏見や風評に流されず､病気に対する理解と当事者等に対してどのように接すればいいのか考える必要があります。
今一度､相手の立場に立って考えてみることや病気に対する正しい知識を学び、無関心にならないようにしましょう。

＊年末年始の休館について＊

よろしくお願いします

12月27日(土)～1月4日(日)まで休館いたします。
１月5日(月)9時から平常どおり開館いたします。